

大阪経済大学「大樟春秋会」会則

(名称) 第1条 本会は大樟春秋会と称する。

(目的) 第2条 本会は各界で活躍する大阪経済大学及び大学院の同窓生の結集と交流を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、大樟会(同窓会)との連携を密にし、次の事業をおこなう。

- (1) 会員の交流と親睦を深める事業
- (2) 講演会・研究会の開催
- (3) 在学生の進路支援及び産官学の連携に寄与する事業
- (4) 大学との情報交換及び大学を支援する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局) 第4条 事務局を大阪経済大学大樟会(同窓会)事務所内に置く。

(入会資格) 第5条 1. 入会の資格は概ね次の者とする。

- (1) 大阪経済大学及び大学院の同窓生であること。
 - (2) 上場企業の会長・社長・役員
 - (3) 中堅・中小企業の会長・社長・役員
 - (4) 都道府県・市町村の首長
 - (5) 高等学校の校長・大学教員
 - (6) 各種法人の役員・理事
 - (7) その他上記に準ずると春秋会役員より推薦を得る者
2. 入会は春秋会事務局より推薦され、春秋会役員会で承認するものとする。

(退会) 第6条 退会は事務局に申出をし、役員会の承認を得ることとする。

(会員種別) 第7条 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、第5条の役職位に在る者
- (2) 特別会員は、正会員であった後、第5条の役職位を退任した者

(会費) 第8条 (1) 正会員の年会費は年額 10,000 円を運営費用に充当する。特別会員の年会費は徴収しない。

(2) 途中入会者の年会費は入会事業年度分より徴収する。

その他の費用は必要に応じ その都度徴収する。

(役員) 第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 代表幹事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 1名 |
| (7) 広報部会長、運営部会長、組織部会長 | 各々1名とする。 |

(役員を選出) 第10条 前条に定める役員は次に掲げる方法により選出する。

(1) 会長は会員の互選により、且つ役員会の承認を得て選出する。

(2) 副会長、代表幹事、会計監査、広報、運営、組織、各部長は会員の内から会長が選任する。

(3) 代表幹事は東京及び大阪に置くことができる。

(4) 事務局長及び会計は大樟会(同窓会)から推薦する。

(役員任期) 第11条 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。

(顧問・相談役) 第12条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(総会) 第13条 総会は原則として毎年1回会長が招集し東京・大阪の何れかで開催し、大樟春秋会会長が議長をつとめる。但し、社会情勢等によりWEB若しくは書面による持ち回りで行うことが出来る。

2. 総会は全会員により構成する。

3. 総会は①会長の選出、②予算・決算、③事業計画・事業報告、④規約の改廃、⑤その他重要事項を承認する。

(役員会) 第14条 役員会は会長が招集し、会長が議長をつとめる。

2. 役員会は第9条の役員で構成する。

3. 役員会は本会の運営や事業に関する重要事項を決定する。

4. 役員会は東京又は大阪のいずれかでの開催を原則とするが、WEB若しくは書面による持ち回りで行うことができる。

(会合) 第15条 会合は原則として年2回(春・秋)東京、大阪いずれかで開催する。

(会議の成立) 第16条 総会及び役員会は構成員の過半数(委任状を含む)の出席で成立する。

(表彰) 第17条 大阪経済大学や大樟会(同窓会)に対し顕著な貢献があつたと認められる会員に対し感謝状及び記念品を贈る。

(慶弔) 第18条 会員の慶弔については以下の取り扱いとする。

① 叙勲等の慶事については、会長名にて祝電をおくる。

② その他、祝事については、会長の決済を得て対応する。

2. 会員、配偶者死亡の場合は下記の取り扱いとする。

① 会長名により弔意電報をおくる。

② 柩または供花のいずれかを供える。

③ 香料 10,000 円をおくる。

④ その他、特別の事情ある場合は会長の決済により対応する。

3. 病气療養お見舞いは下記の取り扱いとする。

① 会員本人が入院1か月以上、自宅療養6か月以上に及ぶ場合は、3,000円相当のお見舞い品並びに10,000円の見舞金をおくる。

(会計年度) 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日とする。

附則

1. 本規約は、平成25年12月5日から施行する。

2. 本規約は、平成28年4月20日一部改定、同日から施行する。

3. 本規約は、平成30年4月24日一部改定、同日から施行する。

4. 本規約は、令和2年12月15日一部改定、同日から施行する。

5. 本規約は、令和3年5月25日一部改定、同日から施行する。

6. 本規約は、令和5年6月23日一部改定、同日から施行する。(加筆)

以上